

平成29年度補正
サービス等生産性向上IT導入支援事業

IT導入支援事業者 登録要領

平成30年（2018年）3月28日
サービス等生産性向上IT導入支援事業事務局
（一般社団法人 サービスデザイン推進協議会）

目次

1. 事業概要
 - 1-1 事業目的
 - 1-2 事業スキーム

2. IT導入支援事業者とは
 - 2-1 定義と目的
 - 2-2 業務概要
 - 2-3 留意事項

3. IT導入支援事業者の登録要件
 - 3-1 IT導入支援事業者の要件
 - 3-2 コンソーシアムでの登録について
 - 3-3 IT導入支援事業者の選定について

4. 申請方法
 - 4-1 申請概要
 - 4-2 申請詳細
 - 4-3 申請期間

5. 各種問い合わせ
 - 5-1 本事業のホームページ
 - 5-2 お問い合わせ先

1. 事業概要

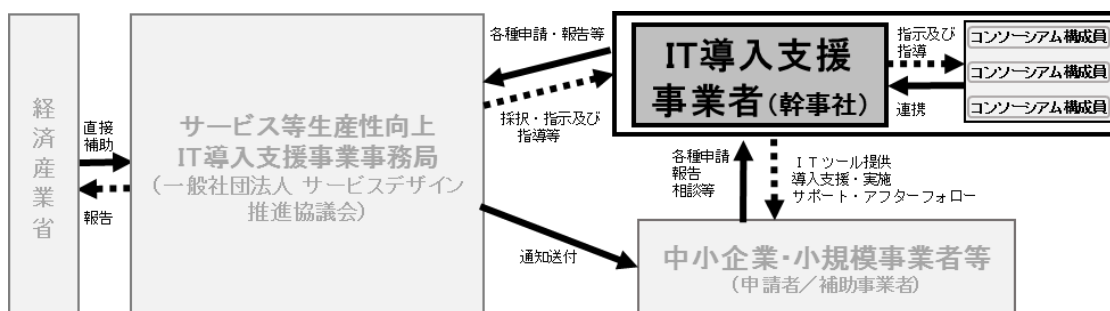
1-1 事業目的

本事業は、足腰の強い経済を構築するため、中小企業・小規模事業者等における生産性の向上に資するソフトウェア、サービス等（以下「ITツール」という。）を導入する事業（以下「補助事業」という。）を実施する者（以下「補助事業者」という。）に対する事業費等に要する経費の一部を補助する事業を行うことにより、中小企業・小規模事業者等の生産性向上の実現を図ることを目的とする。

1-2 事業スキーム

本募集は以下の図のうち、一般社団法人 サービスデザイン推進協議会が運営する平成29年度補正サービス等生産性向上IT導入支援事業事務局（以下「事務局」という。）が、IT導入支援事業者の募集を行うものである。

(事業スキーム図)



2. IT導入支援事業者とは

2-1 定義と目的

(1) IT導入支援事業者の定義

本事業では、補助事業者に対して、生産性の向上に資するITツールの提案・導入及び経営診断ツールを利用した事業計画の策定の支援、これに要する各種申請等の手続き（補助金交付申請、事業実績報告、事業実施効果報告及びその他必要に応じて事務局に行う申請業務等）を補助事業者の代理で行う者として、事務局により採択された者を「IT導入支援事業者」という。

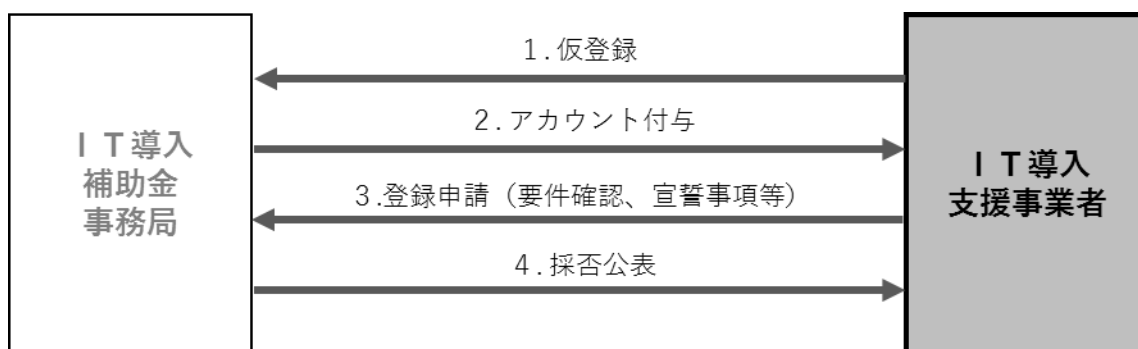
(2) IT導入支援事業者の目的

IT導入支援事業者は、補助事業者に代わり各種手続きをとりまとめ、事務局との間で申請・報告等のやりとりを行う。補助事業者による補助事業の遂行を支援することでITツールの導入支援及び生産性の向上効果を最大限引き出すことを目的とする。

(3) 事務局が提供するポータルサイトでの登録申請

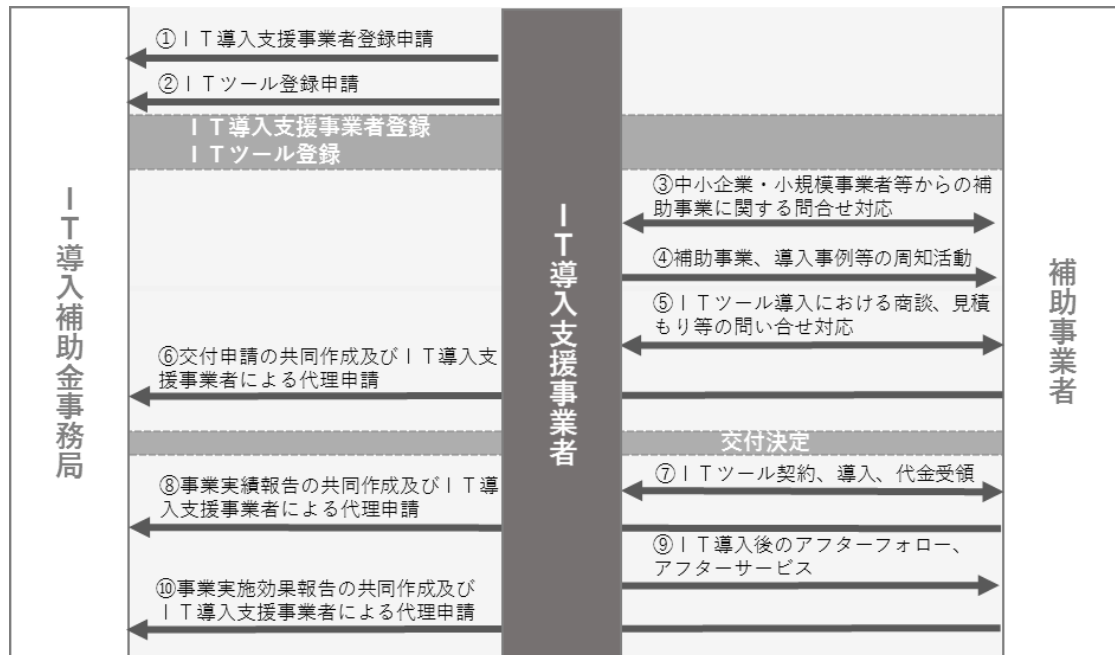
IT導入支援事業者は、事務局が提供するIT導入支援事業者向けポータルサイト（以下「IT事業者ポータル」という。）を通じて、インターネット上で登録申請（電子申請）を行う。登録申請完了後、関係分野の専門家で構成された外部審査委員会において審査を行い、事務局はIT導入支援事業者を採択する。

<登録申請フロー>



2-2 業務概要

本事業におけるIT導入支援事業者の業務概要は、以下のとおり。



<事業準備>

① IT導入支援事業者 登録

IT事業者ポータルを通じて、事務局に対して登録申請を行い、審査を経てIT導入支援事業者としての採択を受ける。

② ITツールの登録 ※2018年4月より登録受付開始

IT事業者ポータルを通じて、事務局に対して補助対象となるITツールの登録申請を行い、審査を経てITツールとしての登録を受ける。

③ 中小企業・小規模事業者等からの補助事業に関する問い合わせ対応

中小企業・小規模事業者等からの、事業計画や交付申請等の本事業に関する様々な問い合わせに対応する。

④ 補助事業、導入事例等の周知活動

事務局が公開する本事業の各種資料及び本事業のホームページ上の情報を活用し、補助事業の周知活動等を行う。

<交付申請>

⑤ ITツール導入における商談、見積もり等の問い合わせ対応

本事業の交付申請を検討している中小企業・小規模事業者等に、生産性向上に資するITツールの提案を行うとともに、見積もり等の依頼・問い合わせに対応する。

- ⑥ 交付申請の共同作成及びIT導入支援事業者による代理申請
交付申請に際して、中小企業・小規模事業者等のサポート（事業計画作成支援、必要情報の取りまとめ等）を行い、事務局への申請については代理で手続を行う。
この際、導入しようとするITツールがどのように生産性向上に資するものであるか等、申請する補助事業について、中小企業・小規模事業者等との認識共有を図る。

<事業実施>

- ⑦ 交付決定後、ITツールの契約、導入、代金の受領
交付決定後は補助事業者に対し、ITツールの契約、導入、代金の受領（請求）を行い、補助事業の円滑な遂行を支援する。
- ⑧ 事業実績報告の共同作成及びIT導入支援事業者による代理申請
ITツールの導入に伴い、事業実績報告における補助事業者のサポート（書類作成の支援、導入に際しての証憑、その他必要書類の取りまとめ等）を行い、事務局への報告については代理で手続を行う。

<アフターフォロー>

- ⑨ ITツール導入後のアフターフォロー、アフターサービス
ITツールの導入後も、補助事業者へのアフターフォロー、サービス等については迅速に対応する。
- ⑩ 事業実施効果報告の共同作成及びIT導入支援事業者による代理申請
事業実施効果報告に際して、補助事業者のサポート（書類作成の支援、必要情報の収集・集計等、必要書類の取りまとめ等）を行い、事務局への報告については代理で手続を行う。

2-3 留意事項

本事業におけるIT導入支援事業者の留意事項は、以下のとおり。

(1) 補助事業に係る登録情報、ITツール等の管理

IT導入支援事業者やITツールの登録情報、及び補助事業者の交付申請情報に変更が生じた場合は、速やかに事務局へ報告をし、その指示を受けること。

(2) 補助事業に係る情報の管理

事務局が行う監査や会計検査院による会計検査に備え、補助金の受領に要した全ての書類等の情報を5年間保管し、閲覧・提出することについて協力しなければならない。また、補助事業者に対しても本項について周知徹底すること。

(3) 不正行為について

- ・補助事業者が虚偽申告等により補助金を不正に受給した疑いがある場合、速やかに事務局に報告し、その指示を受けること。
- ・本事業の申請及び各種届出等において、虚偽や不正、業務の怠慢、並びに情報の漏洩等、その他不適当な行為が行われている疑いがあり、IT導入支援事業者として

不適切であると事務局が判断した場合は、必要に応じて現地調査を実施し、IT導入支援事業者の採択の取り消し及び当該IT導入支援事業者が提供するITツールの登録解除及び、その不正等の内容については本事業のホームページにおいて公表する。

3. IT導入支援事業者の登録要件

3-1 IT導入支援事業者の要件

以下の要件を全て満たすこと。

<IT導入支援事業者が有しなければならない基礎的要件>

- ① 日本国において登録された法人であること。
- ② 安定的な事業基盤を有していること。
- ③ 経済産業省の所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止措置を受けていないこと。
- ④ 事務局が定める要件を満たすITツールを提供できること。
- ⑤ ソフトウェア、それに類するサービスを提供・販売した実績を有していること。
- ⑥ 本事業期間のみならず、補助金の交付以降も、補助事業者への十分な支援（導入支援、定着支援、活用支援、フォローアップ）を行える体制を整えること。
- ⑦ 実施する補助事業に係る情報等については、必要に応じ補助事業者の同意を得て、その情報を事務局へ報告できること。

<事業実施における情報の取り扱いに関する要件>

- ⑧ 本事業に携わる部署において情報セキュリティ対策の管理が実施されていること。
※具体的には、電子申請時、JISQ27001またはプライバシーマーク相当の第三者認証取得が望ましく、JISQ27001またはプライバシーマーク等の第三者認証取得情報について公表する。
- ⑨ 事務局に提出した情報は、事務局から国に報告された後、統計的な処理等をされて匿名性を確保しつつ公表される場合があることに同意すること（交付規程に規定する事業実施報告の内容は除く）。なお、補助事業者からの情報提供を受けIT導入支援事業者が提出する情報については、予め補助事業者の同意を得ておくこと。
また、本事業のホームページ等において、IT導入支援事業者毎に補助事業の実施状況等（補助事業採択件数、本事業で提供したITツールの件数、そのITツールの効果等）を一般公開することについて、あらかじめ了承すること。

<その他>

- ⑩ 事務局が定める「宣誓事項」に同意し、遵守すること。

3-2 コンソーシアムでの登録について

単独で3-1の要件を満たすことができない者、又は上記要件を満たすが、複数者においてIT導入支援事業者としての業務を包括的に行うことで、より中小企業・小規模事業者等の生産性向上の実現を図ることに適したサービス・アフターフォロー等が可能な者は、複数者で「コンソーシアム」を形成し、IT導入支援事業者として登録を行うことも可能とする。その場合以下の要件（イ）～（ホ）も満たすこと。

- (イ) 本事業のすべてに係る業務を監督する幹事社を一社選定し、構成員の取りまとめを行うこと。
- (ロ) 幹事社及び構成員は、3-1の要件①②③⑦⑧⑨⑩を満たしていること。
※①について、コンソーシアムの構成員は個人事業主も可とする。
- (ハ) コンソーシアムにおいて、本事業における情報管理、適正な補助金運用等に関する協定等を締結すること（事務局からの問い合わせ等は、幹事社の担当に行う）。またコンソーシアム内のITベンダー等が提供するITツール等に起因する一切の責任について、原則、幹事社が負うものとする。※ただし補助事業者が不利益を被らず、協定書で定められている場合はこの限りではない。
- (ニ) コンソーシアム全体として、3-1の要件④⑤⑥を満たしていること。
- (ホ) 幹事社は、構成員の登録内容（住所・代表者名・連絡先等）に変更が生じた場合、また何らかの事由により構成員がコンソーシアムを脱退する場合、速やかに事務局まで報告し、事務局の指示を受けること。

3-3 IT導入支援事業者の選定について

事務局は、本事業の実施に関して知見を有する各分野の専門家で構成された外部審査委員会にて申請内容について審査を行い、IT導入支援事業者を採択する。採択情報は、本事業のホームページにて公開する。

審査の過程において不明な点があった場合には、追加書類の提出を求められることがある。また事務局が別途定める期日までに提出がない場合、申請不受理となる場合があるため、速やかに対応すること。

※採択結果（不採択の理由等）に関するお問い合わせにはお答えできません。

4. 申請方法

4-1 申請概要

IT事業者ポータルにて電磁的方法により登録申請を行うこととする。

なお、平成28年度補正サービス等生産性向上IT導入支援事業においてIT導入支援事業者として採択されていた事業者が、本事業においてもIT導入支援事業者に応募する場合は、申請手続きを簡素化し登録情報を移行することができる。

ただし、添付書類の取得及び審査については同様の基準にて行うこととする。

4-2 申請詳細

申請に必要な情報（入力情報及び添付書類）は以下のとおり。

- ・ 要件確認
- ・ 基本情報、企業実績、財務状況
- ・ サポート体制
- ・ 情報セキュリティ対応状況
- ・ 宣誓事項
- ・ 履歴事項全部証明書写し（発行から3ヶ月以内のもの）
- ・ ※コンソーシアム幹事社の場合：協定書等のひな形

※コンソーシアムで申請を行う場合、幹事社の採択後に以下の構成員情報が
必要となる。

- ・ 構成員 要件確認
- ・ 構成員 基本情報、実績情報
- ・ 構成員 サポート体制
- ・ 構成員 情報セキュリティ対応状況
- ・ 構成員 宣誓事項
- ・ ※法人の場合：履歴事項全部証明書（発行から3ヶ月以内のもの）
- ・ ※個人事業主の場合：公的身分証、開業届 等

4-3 申請期間

2018年3月28日（水）～※終了時期は本事業のホームページにて公開

※平成28年度補正サービス等生産性向上IT導入支援事業においてIT導入支援事業者として採択されていた事業者による申請は、2018年3月28日（水）～2018年5月11日（金）とする。

※採択情報は、本事業のホームページにおいて適時公開

5. 各種問い合わせ

5-1 本事業のホームページ

サービス等生産性向上IT導入支援事業

URL : <https://www.it-hojo.jp>

5-2 お問い合わせ先

◆サービス等生産性向上IT導入支援事業 コールセンター

お問い合わせ時間 : 9:30~17:30 / 月曜~金曜 (土・日・祝日除く)

TEL : 0570-000-429

IP 電話等からのお問い合わせ先 : 042-303-1441

補助事業者、ITツールの要件は、公募要領、ITツール登録要領を参照のこと。